平成２５年（フ）第４７９号
広島市安佐南区大塚西６丁目９番２―802号
債務者　中島　正雄
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８０号
広島市安佐南区大塚西６丁目９番２―802号
債務者　中島　和子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５２号
広島県世羅郡世羅町大字京丸996番地
債務者　山田　太郎
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
宮崎市大塚台西３丁目27番地１　県営住宅102棟３号
債務者　宮田　富男
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４４号
宮崎市青島３丁目９番32号
債務者　宅間　龍平
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４７号
宮崎市千草町９番７号　サンジェローム萩301号
債務者　東　由美子（旧姓岩川）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５５号
鹿児島県阿久根市脇本7996番地１、前住所鹿児島県阿久根市折口1747番地50　市営折口住宅８号
債務者　小林　幸記
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地541番地10　県営観月団地15号、前住所鹿児島県薩摩川内市御陵下町３番31号
債務者　村尾　貞彦
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第６０号
鹿児島県出水市麓町1476番地　西之口団地５棟104号
債務者　津田　春美（旧姓東）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
山梨県韮崎市藤井町北下條1556番地８
債務者　瀬戸　玲子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
山梨県甲斐市長塚806番地１、住民票上の住所山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1173番地３
債務者　松川　　大
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
長野県松本市深志３丁目４番３号　ハイライズ魚武404号
債務者　井上　信一
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３１０号
京都市右京区太秦和泉式部町５番地３　田村ビル302号室、申立時の住所京都市右京区西京極徳大寺団子田町38番地　グラン・コート西京極Ⅱ408号
債務者　北阪　元啓
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７５号
宮崎県日向市南町３番地　レオパレスフォーティン101号
債務者　横山　貴則
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第７８号
宮崎県延岡市南一ケ岡１丁目２番６－６号
債務者　齋藤　恵美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３８号
岩手県花巻市東和町宮田２区168、住民票上の住所宮城県東松島市矢本字大溜173番地４
債務者　阿部真夕美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第８３号
長野県松本市野溝木工２丁目４番６号
債務者　宮尾　　敦
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
長野地方裁判所松本支部